

CLT大臣認定制度の運用規準

一般社団法人日本CLT協会

1. 制度の概要

1. 1 制度の目的

CLT大臣認定制度（以下「本制度」とする）は、一般社団法人日本CLT協会（以下「当協会」とする）にて取得したCLTを用いる大臣認定等（以下「CLT大臣認定」とする）が適切に利用されることを目的とし、定めた制度である。CLT大臣認定を建築物に使用する場合に、建築物の設計・工事において、法令の要求する性能を適正に発揮されるために、正しい設計、適切な工事、品質の確保を指導する。

本制度の運用は「CLT大臣認定制度の運用規準」（以下「本規準」とする）に基づいて行う。

1. 2 制度の適用範囲

本制度の適用範囲は、次の通りとする。

- (1) CLT大臣認定を用いたCLTパネル工法建築物（部分的に用いる場合も含む）
- (2) CLT大臣認定を用いたその他の建築物（部分的に用いる場合も含む）

なお、CLT大臣認定とその他の認定が混在した建築物については、本規準によるとともに、必要に応じ設計者の責任において特定行政庁または指定確認検査機関と事前に協議されたい。

1. 3 制度の実施内容

本制度は、CLT大臣認定を利用する建築物1棟ごとにCLT認定仕様設計・工事管理者（以下「認定管理者」とする）、CLT認定仕様検査員（以下「認定検査員」とする）を設け、管理・検査を行う制度である。

本制度を適用せず、当協会に無断でCLT大臣認定を使用することは認めない。

1. 4 CLT 大臣認定の種類（詳細は別表に記す）

CLT大臣認定の種類は次の通りとする。

- (1) 防耐火構造仕様
- (2) 界壁遮音構造仕様

1. 5 制度の運営

本制度の運営にあたり、「CLT大臣認定制度運営委員会」（以下「運営委員会」とする）を設置し、次の事項について業務を行う。

- (1) 技術指導内容の決定・見直し
- (2) 認定管理者及び認定検査員の養成のための講習会（認定管理技術者講習会）の内容、日時および場所の決定
- (3) 認定管理者及び認定検査員の登録管理・抹消
- (4) CLT 大臣認定採用物件数の管理
- (5) 制度運用において発生した事項の判断・対処
- (6) その他運営委員会において判断が必要である事項

2. 制度の利用

2. 1 制度を利用できる者

本制度において、CLT大臣認定を利用する場合には、CLT大臣認定を用いる建築物を設計する企業が使用承諾申請を行うものとする。原則として、使用承諾申請手続きを行う者は該当建築物の設計担当者でなければならない。また、使用承諾申請を行うにあたり、該当建築物の設計・工事管理・検査を担当する「認定管理者」及び「認定検査員」の有資格者を選任しなければならない。

尚、本制度を利用できる者は、本規準に則ってCLT大臣認定を使用するものに限定する。

「認定管理者」または「認定検査員」の概要について下表に示す。

| 資格正式名称 | CLT認定仕様設計・工事管理者 | CLT認定仕様検査員 | |
|------------------------|-----------------------------------|--|--|
| 資格略称 | 認定管理者 | 認定検査員 | |
| 資格が付与・更新される講習会 | 認定管理技術者講習会（年1回開催） | | |
| 講習会受講対象者 | だれでも受講可能。ただし、資格登録希望者は資格登録要件を満たすこと | | |
| 資格登録要件 (①から③を満たすこと) | ①建築の実務経験 | 5年以上 | 3年以上 |
| | ②資格免許 (いずれか1つ以上を有している事) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士 ・ 一級建築施工管理技士 ・ 二級建築施工管理技士 (仕上げのみは不可) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 木造建築士 ・ 一級建築施工管理技士 ・ 二級建築施工管理技士 (仕上げのみは不可) |
| | ③その他 | 特に無し | 初回登録時：特に無し 登録の更新時：当協会の正会員企業または賛助会員企業の構成員※であること |
| 登録有効期限 | 講習受講後3年間 | | |

(1) CLT認定仕様設計・工事管理者（略称「認定管理者」）

主に設計者（および工事管理者）であり、当協会が主催する「認定管理技術者講習会」を受講し、「CLT認定仕様設計・工事管理者」の資格を有するものである

設計または工事管理を行うにあたっては「CLT認定仕様設計・工事管理者登録証」を携帯し、責任をもってその業務を遂行しなければならない。

(2) CLT認定仕様検査員（略称「認定検査員」）

建築物における大臣認定を使用した部位の工事検査員であり、当協会が主催する「認定管理技術者講習会」を受講し、「CLT認定仕様検査員」の資格を有するものである（ただし、該当の建物において、工事担当と認定検査員を兼ねることはできない）。

該当部位の工事検査にあつては、「CLT認定仕様検査員登録証」を携帯して行い、検査終了後に認定管理者へ報告する。

(3) 自社に「認定管理者」または「認定検査員」がない場合の対応

自社に「認定管理者」または「認定検査員」がない場合、社外の有資格者に対して業務を委託することができる。

※正会員企業または賛助会員企業のグループ会社及び子会社に所属している場合は、「当協会の正会員企業または賛助会員企業の構成員」には含めない。

設計担当者、認定管理者、工事担当者および認定検査員の兼任できる範囲の例を次に示す（B氏が認定管理者および認定検査員の資格を有し、D氏が認定検査員の資格を有している場合）。

| | 設計担当者 | 認定管理者 | 工事担当者 | 認定検査員 | 兼任の可不可 |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 例 1 | 〇〇設計/A氏 | 〇〇設計/B氏 | △工務店/C氏 | △工務店/D氏 | 可（それぞれの業務を別の人物が担う場合） |
| 例 2 | □事務所/E氏 | 〇〇設計/B氏 | ××建設/F氏 | △工務店/D氏 | 可（有資格者業務を他社へ委託することは可） |
| 例 3 | 〇〇設計/B氏 同 | 〇〇設計/B氏 同 | △工務店/C氏 | △工務店/D氏 | 可（設計担当者と認定管理者は同一でもよい） |
| 例 4 | 〇〇設計/A氏 | △工務店/C氏 同 | △工務店/C氏 同 | △工務店/D氏 | 可（認定管理者と工事担当者は同一でもよい） |
| 例 5 | 〇〇設計/A氏 | 〇〇設計/B氏 同 | △工務店/C氏 | 〇〇設計/B氏 同 | 不可（認定管理者と認定検査員が同一のため） |
| 例 6 | 〇〇設計/A氏 | 〇〇設計/B氏 | △工務店/D氏 同 | △工務店/D氏 同 | 不可（工事担当者と認定検査員が同一のため） |

2. 2 制度の利用資格の取得・登録・抹消

（1）資格取得の要件

「認定管理者」及び「認定検査員」の資格は、当協会が指定する「認定管理技術者講習会」を受講し、登録要件を満たしたものに付与する。付与した資格は当協会の事務局で登録し、運営委員会で管理する。

（2）資格の有効期限・更新

「認定管理者」及び「認定検査員」の資格の登録有効期間は、資格取得年より 3 年後の9月末までとする。登録を継続する場合は、登録有効期限が切れる前に「認定管理技術者講習会」を受講することで資格の有効期間を延長することができる。

（3）登録内容の変更・紛失

登録証の記載事項に変更が生じたとき、または紛失若しくは毀損したときは、当協会に速やかに届け出て再交付を受けなければならない。

（4）資格の剥奪および登録の抹消

運営委員会は下記要件に抵触した「認定管理者」「認定検査員」に対し資格を剥奪することができる。

①建築基準法、建築士法その他の法令に違反し、名前が公開された場合

②本規律に違反した場合

（5）認定検査員の資格取得者の転職（転籍）

認定検査員の資格取得者が当協会の会員ではない企業へ転職（転籍）した場合、資格有効期間内に転職（転籍）先の企業が当協会に入会することで登録を更新することができる。

（6）その他留意事項

当協会は、認定管理者および認定検査員に対して有効期限を記した登録証を発行する。登録証を他人に貸与または譲渡してはならない。

3. 制度の利用方法

3. 1 制度利用の手順

制度利用の手順は、以下のとおりとする。

| 工程 | 設計担当者 | 認定管理者 | 認定検査員 | 協会 |
|-------|-------------------|---------------|--------|---------------|
| 設計 | 使用承諾申請書 を協会へ郵送 | | | 確認 |
| | 受領 | | | 使用承諾書等の 郵送 |
| | | 標準仕様書等の 作成 | | |
| 確認申請 | | 確認済交付の 報告 | | 受理 |
| 工事完了時 | | | 工事検査報告 | |
| | | 工事完了報告 | | 受理（保管） |

(1) 設計担当者は、様式 1 の 1 「CLT大臣認定使用承諾申請書」に記入し、諸費用の振込領収書等を添えて当協会宛に提出する（様式は当協会ホームページを参照のこと）。使用承諾申請書には、認定管理者名、認定検査員名、工事名称、建設場所、建築確認申請先その他の所定事項を明記する。特に、認定検査員については、原則として使用承諾申請の段階で決定し申請しなければならない。

なお、使用承諾申請書は建築物一棟ごとに提出しなければならない。

(2) 承諾申請を受けた当協会は、申請内容を確認後、一棟毎に次の書類を申請者へ送付する。

- ①様式 1 の 2 「CLT大臣認定使用承諾書」（以下「使用承諾書」正副
- ②様式 2 「CLT大臣認定仕様 建築確認・工事完了 報告書」（2 部）
- ③「CLT大臣認定仕様標準仕様書」（以下「標準仕様書」
- ④「CLT大臣認定仕様標準詳細図」（以下「標準詳細図」
- ⑤「防耐火・界壁遮音構造工事検査チェックリスト」
- ⑥施工要領
- ⑦大臣認定書の写し
- ⑧大臣認定書別添の写し

(3) 認定管理者は、標準仕様書、標準詳細図に基づき建築物等の設計（または設計内容の確認）を行う。設計の内容が標準仕様書および標準詳細図の内容に合致していることを確認した後、前述の仕様書および詳細図の表紙に記名、捺印をし、確認申請時に添えて提出する。

(4) 認定管理者は、建築確認済証の交付を受けた後、速やかに様式 2 「CLT大臣認定仕様 建築確認・工事完了 報告書」に従い、建築確認番号、特定行政庁または指定確認検査機関名を当協会に報告する。

(5) 認定検査員は、設計図書に基づき、「防耐火・界壁遮音構造工事検査チェックリスト」を用いて建築物に関わる工事施工内容を確認、検査する。（なお、特定行政庁または指定確認検査機関より建築物に関わる施工状況報告の提出を求められた場合は、当該、検査チェックリストを工事管理報告書として活用してもよい。）

(6) 認定管理者は、工事が完了し、認定検査員より工事内容の確認の報告を受けてから様式 2 「CLT大臣認定仕様 建築確認・工事完了 報告書」を作成し、当協会に提出する。当協会はこれを受理する。

(7) 建築施工会社は、「防耐火・界壁遮音構造工事検査チェックリスト」を、認定管理者は工事検査の記録を工事管理報告書として、建物竣工後から15年間保管するものとし、当協会は「使用承諾書」「確認交付済書」「資格者リスト」等を15年間保管する。

(8) 認定管理者および認定検査員についての変更届は様式 3 を、登録証再交付申請書は様式 4 を使用する。

3. 2 認定管理者への注意事項

1) 認定管理者の資格登録について

当協会は認定管理者の要請に応じて、認定管理者であることの証明書を発行する。
なお、証明書は様式 5 を、証明書発行申請書は様式 6 を使用する。

2) 建築確認申請時に用いる様式・添付資料

建築確認申請には、当協会が定めた「標準仕様書」および「標準詳細図」を用いることとし、様式 1 の 2 「CLT大臣認定使用承諾書」の 1 部を添付することとする。

3) 当協会への建築確認済・工事完了の報告義務

認定管理者には建築確認済証の交付を受けた時と工事完了時、2 度の報告義務がある。これらの報告は同じ様式「CLT大臣認定仕様 建築確認・工事完了報告書」にて行う。

4) 建築主等へのCLT大臣認定使用についての説明

建築工事請負契約書または売買契約書には、使用承諾書およびCLT大臣認定の認定書の鑑を添付し、建築主または購入者に対しCLT大臣認定の使用について当協会の承諾を得ていることを明らかにすること。

5) 設計図書の保管

設計図書（建築基準法第 2 条第 1 2 号または建築士法第 2 条第 2 号に規定された設計図書をいう。）には、認定書の写しを必ず添付し、行政機関等からの求めに応じて供覧できるよう保管するとともに、住宅履歴情報としての活用にも供することとする。

6) 認定管理者の選任

認定管理者を選任するにあたり、該当建築物の認定管理者は認定検査員を兼任することはできない。

7) その他注意事項

(1) 次の事項は認定管理者として行うこと。

- ① 認定検査員による工事検査を実施するための手配・段取りをする。
- ② 認定検査員より工事検査の記録を受け取り、検査の報告を受ける。
- ③ 工事検査の記録を工事管理報告書として15年間保管する。
- ④ 本認定を利用する場合、CLTパネルの製品規格の範囲（密度等）が定められており、製造会社への発注には注意が必要である。

(2) 認定管理者の所属する会社が廃業、倒産等により業務を継続できなくなった場合は、当協会に連絡することとする。

(3) 認定管理者として作業を行うにあたっては「CLT認定仕様設計・工事管理者登録証」（以下「管理者登録証」という。）を携帯し、責任をもってその業務を遂行しなければならない。

3. 3 認定検査員への注意事項

1) 検査の方法

- (1) CLT大臣認定を用いる部位の工事検査は、認定検査員が行わなければならない。
- (2) 認定検査員の資格を有していない者が、当協会の定める防耐火構造・界壁遮音構造の工事検査を実施してはならない。よって、認定管理者の資格しか有していない者は防耐火構造・界壁遮音構造の工事検査を実施してはならない。
- (3) 認定検査員は、「防耐火・界壁遮音構造工事検査チェックリスト」を用いて工事検査を行い、「標準仕様書」および「標準詳細図」のとおり適正に施工されていることを確認し、その結果を、当該物件を担当する認定管理者へ報告する。
- (4) 認定検査員として作業を行うにあたっては、「CLT認定仕様検査員登録証」（以下「検査員登録証」という。）を携帯し、責任をもってその業務を遂行しなければならない。
- (5) 認定検査員が実施した検査結果（「防耐火・界壁遮音構造工事検査チェックリスト」）は、当協会の求めに応じて、認定管理者より提出しなければならない。

2) 検査の記録及び保管

- (1) 建設工事会社は、検査結果（「防耐火・界壁遮音構造工事検査チェックリスト」）を住宅履歴、工事記録等として保管しなければならない。
- (2) 記録の保管は原則として建物引渡し後 15 年とする。
- (3) 認定検査員の所属する会社が廃業、倒産等により業務を継続できなくなった場合は、当協会に連絡することとする。

3) 認定検査員の選任

認定検査員を選任するにあたり、該当建築物の認定管理者と認定検査員を兼任することはできない。また、当該物件の工事担当者は認定検査員登録者であっても、当該物件の認定検査員を兼ねることはできない。

4. 諸費用（税込（10%）、送料込）

| 大臣認定を用いたCLTパネル工法建築物に係る関係資料 | 単位 | 正会員 | 賛助会員 | 一般 |
|---|------------|---------------|----------------|----------------|
| 1. 認定管理者 登録料 ※1 認定検査員 登録料 ※1 | 1 件 1 件 | 4,400 円 | 4,400 円 | 4,400 円 |
| 2. CLTパネル工法大臣認定仕様 使用承諾書正副 ※2 | 1 部 | 5,500 円 ※4 | 11,000 円 ※4 | 55,000 円 ※4 |
| 3. 大臣認定書の写し ※2 | 2 部 | | | |
| 4. 防耐火構造・界壁遮音構造工事検査 チェックリスト※2 | 1 部 | | | |
| 5. CLT大臣認定 建築確認／工事完了 報告書※2 | 2 部 | | | |
| 6. 建築物標準仕様書・建築物標準詳細図 ※2 | 1 式 | 無料 | 1,650 円 | 3,300 円 |
| 7. 「CLT認定仕様設計・工事管理者登録証明書」 「CLT認定仕様検査員登録証明書」発行手数料※3 | 1 件 | 1,100 円 | 1,100 円 | 2,200 円 |
| 8. 登録証明書の再交付手数料 ※3 | 1 件 | 1,650 円 | 1,650 円 | 3,300 円 |

「正会員」とは、当協会の会員であることを指す。

「賛助会員」とは、当協会の一般賛助会員であることを指す。

「一般」とは、「正会員」「賛助会員」以外を指す。

講習会受講料及び各資格の登録料は更新時にも必要となる。

振込手数料は申請者が負担。入金後の返金は原則として対応しない。

※1は、認定管理者および認定検査員の資格登録に必要な費用。登録の更新時にも必要。

※2は、CLT大臣認定を使用する場合に必要な費用。

※3は、認定管理者および認定検査員の要望を受けて発行・交付する際に必要な費用。

※4は、1つの認定を使用するのに必要な費用。

別表. CLT大臣認定の一覧
CLTパネル工法防耐火構造認定

| 防火構造 | | | |
|------|-----------------|------------|---|
| 部位 | 認定番号 | 認定年月日 | 構造方法の名称 |
| 外壁 | PC030BE-3655 | 平成29年3月1日 | 窯業系サイディング・人造鉱物繊維断熱材表張／直交集成板造外壁 |
| 外壁 | PC030BE-3658 | 平成29年3月8日 | 木材・人造鉱物繊維断熱材表張／直交集成板造外壁 |
| 耐火構造 | | | |
| 部位 | 認定番号 | 認定年月日 | 構造方法の名称 |
| 外壁 | FP120BE-0176 | 平成30年11月7日 | 軽量気泡コンクリートパネル・両面薬剤処理ボード用原紙張せっこう板重表張／強化せっこうボード3枚重・人造鉱物繊維断熱材裏張／直交集成板造外壁 |
| 外壁 | FP120BE-0189 | 令和2年9月23日 | 軽量気泡コンクリートパネル・強化せっこうボード表張／強化せっこうボード3枚重・人造鉱物繊維断熱材裏張／直交集成板造外壁 |
| 間仕切壁 | FP120BP-0079 | 平成29年8月10日 | 人造鉱物繊維断熱材充てん／両面強化せっこうボード3枚重／直交集成板間仕切壁 |
| 間仕切壁 | FP120BP-0082 | 平成30年8月20日 | 両面強化せっこうボード3枚重張／直交集成板造間仕切壁 |
| 床 | FP120FL-0167(1) | 平成30年3月16日 | 強化せっこうボード3枚重上張／強化せっこうボード3枚重下張／直交集成板床 |
| 床 | FP120FL-0167(2) | 平成30年3月16日 | 強化せっこうボード3枚重・木質ボード上張／強化せっこうボード3枚重下張／直交集成板床 |
| 屋根 | FP030RF-1959(1) | 令和元年1月24日 | 葺材[かわら製、スレート製、金属製又はアスファルトシングル製]表張／強化せっこうボード・人造鉱物繊維断熱材裏張／直交集成板造屋根 |
| 屋根 | FP030RF-1959(2) | 令和元年1月24日 | 葺材[塗膜防水製、シート防水製又はアスファルト防水製]・木質系ボード・ポリスチレンフォーム板表張／強化せっこうボード・人造鉱物繊維断熱材裏張／直交集成板造屋根 |
| 屋根 | FP030RF-1959(3) | 令和元年1月24日 | 葺材[塗膜防水製、シート防水製又はアスファルト防水製]・木質系ボード・ポリウレタンフォーム板表張／強化せっこうボード・人造鉱物繊維断熱材裏張／直交集成板造屋根 |
| 屋根 | FP030RF-1959(4) | 令和元年1月24日 | 葺材[塗膜防水製、シート防水製又はアスファルト防水製]・木質系ボード・ポリエチレンフォーム板表張／強化せっこうボード・人造鉱物繊維断熱材裏張／直交集成板造屋根 |

| 耐火構造 | | | |
|------------------|-----------------|------------|--|
| 部位 | 認定番号 | 認定年月日 | 構造方法の名称 |
| 屋根 | FP030RF-1959(5) | 令和元年1月24日 | 葺材[塗膜防水製、シート防水製又はアスファルト防水製]・木質系ボード・フェノールフォーム板表張/強化せっこうボード・人造鉱物繊維断熱材裏張/直交集成板造屋根 |
| 階段 | — | 大臣認定再申請中※ | 両面強化せっこうボード張・直交集成板製段板/強化せっこうボード張・木製階段 |
| CLTパネル工法界壁遮音構造認定 | | | |
| 部位 | 認定番号 | 認定年月日 | 構造方法の名称 |
| 間仕切壁 | SOI-0188 | 平成28年3月30日 | 人造鉱物繊維断熱材充てん/片面せっこうボード重張/軽量鉄骨下地(独立)/直交集成板間仕切壁 |
| 間仕切壁 | SOI-0189 | 平成28年3月30日 | 人造鉱物繊維断熱材充てん/両面直交集成板間仕切壁 |